

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都足立区入谷五丁目2番30号森田ビル1階

氏 名 株式会社東建産業
代表取締役 杉井 文治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 7年 2月27日

許可の有効年月日 令和 8年12月20日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻(#2)、汚泥(*)(#1)(#2)、廃油、廃酸(#2)、廃アルカリ(#2)、廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)(#1)、がれき類(*)、ばいじん(#2)以上15種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(*)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)、がれき類(*) 以上3種類（いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。）

※1 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

埼玉県吉川市大字中井字小松川47番1、47番2、47番3、48番1、48番2、48番3
以上6筆（面積1,367.80㎡）

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2.に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成28年12月21日	指令産廃第7-552号	新規許可
平成29年 3月13日	指令産廃第8-137号	変更許可（3種類石綿追加）
令和 4年 1月26日	指令産廃第9-1489号	更新許可
令和 7年 2月27日	指令産廃第1090-1号	変更許可（「積替え保管を含む」への変更）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類(*)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(*)、がれき類(*) 以上3種類(いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。)	16.4㎡	1.6m (屋外)	16.2㎡ (8.1㎡コンテナ×2個)

(以下余白)